



# 広島県報

号 外  
第 93 号

発行者 広島県  
発行所 広島県総務部  
総務管理同文書法制室  
購読料 月額 2,700円

## 目次

告示

公有水面埋立ての竣功の認可 (二件) ..... (兼賀重雄) 1

落札者等の公示  
一般競争入札 ..... (道路河川総務課) 4  
警察本部公告 ..... (取次官 豊大生) 4

落札押込の公示 ..... 4

## 告示

### 広島県告示第573号

公有水面埋立法 (大正10年法律第57号。以下「法」という。) 第22条の規定によつて、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成18年5月24日

小用港港湾管理者

広島県  
代表者 広島県知事 藤田雄山

1 竣功認可年月日

平成18年5月12日

2 竣功認可を受けた者の所在地及び名称並びにその代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県

知事 藤田雄山

江田島市能美町中町4859番地9

江田島市

市長 曾根 薫

3 埋立区域

(1) 位置

(第3工区)

江田島市江田島町小用二丁目8136番30から7831番84を経て同町小用一丁目7824番61

に至る間の土地の地先

(2) 区域

(第3工区)

次の各地点を順次結んだ線及び㊦の地点を結んだ線により囲まれた区域。

の地点 江田島市江田島町古鷹山字新山7607番地 国土地理院二等三角点「江田島」(北緯34度15分31秒1505, 東経132度28分42秒0159, 標高376.01m) から126度55分58秒1.600・53mの地点

の地点	の地点から	120度01分34秒	22.00mの地点
の地点	の地点から	120度01分41秒	98.44mの地点
の地点	の地点から	120度01分42秒	11.60mの地点
の地点	の地点から	204度09分02秒	69.79mの地点
の地点	の地点から	204度09分04秒	130.37mの地点
の地点	の地点から	287度10分55秒	4.30mの地点
の地点	の地点から	287度10分53秒	70.75mの地点
の地点	の地点から	17度11分40秒	3.90mの地点
の地点	の地点から	287度12分11秒	57.63mの地点
の地点	の地点から	197度11分40秒	3.90mの地点
の地点	の地点から	286度53分28秒	2.42mの地点
の地点	の地点から	29度47分16秒	4.29mの地点
の地点	の地点から	29度47分28秒	1.54mの地点
の地点	の地点から	30度46分52秒	22.69mの地点
の地点	の地点から	32度16分54秒	12.90mの地点

①の地点	の地点から	61度23分22秒	0.62mの地点
②の地点	の地点から	69度23分37秒	5.44mの地点
③の地点	の地点から	23度16分13秒	0.63mの地点
④の地点	の地点から	23度16分27秒	3.38mの地点
⑤の地点	の地点から	68度17分07秒	3.43mの地点
⑥の地点	②の地点から	70度44分24秒	9.26mの地点
⑦の地点	②の地点から	70度43分58秒	5.33mの地点
⑧の地点	②3の地点から	70度44分17秒	1.92mの地点
⑨の地点	②1の地点から	66度53分00秒	0.27mの地点
⑩の地点	②5の地点から	29度05分08秒	24.83mの地点
⑪の地点	②5の地点から	329度53分39秒	0.62mの地点
⑫の地点	②7の地点から	19度19分22秒	1.57mの地点
⑬の地点	②8の地点から	18度20分13秒	2.95mの地点
⑭の地点	②9の地点から	18度20分02秒	13.08mの地点
⑮の地点	③0の地点から	18度36分51秒	4.04mの地点
⑯の地点	③1の地点から	19度21分22秒	3.02mの地点
⑰の地点	③2の地点から	18度48分27秒	7.00mの地点
⑱の地点	③3の地点から	18度49分55秒	1.18mの地点
⑲の地点	③4の地点から	18度50分28秒	17.17mの地点
⑳の地点	③5の地点から	18度53分51秒	4.03mの地点
㉑の地点	③6の地点から	18度16分15秒	2.98mの地点
㉒の地点	③7の地点から	17度30分28秒	13.24mの地点
㉓の地点	③8の地点から	288度45分10秒	20.24mの地点
㉔の地点	③9の地点から	288度45分15秒	12.26mの地点
㉕の地点	④0の地点から	288度54分10秒	3.09mの地点
㉖の地点	④1の地点から	199度05分30秒	9.37mの地点
㉗の地点	④2の地点から	255度19分04秒	5.61mの地点
㉘の地点	④3の地点から	255度18分36秒	2.93mの地点
㉙の地点	④4の地点から	28度07分50秒	5.45mの地点
㉚の地点	④5の地点から	27度15分34秒	12.62mの地点
㉛の地点	④6の地点から	26度18分19秒	12.82mの地点
㉜の地点	④7の地点から	26度18分09秒	13.07mの地点
㉝の地点	④8の地点から	26度16分18秒	12.84mの地点
㉞の地点	④9の地点から	25度48分02秒	5.99mの地点

①の地点	⑤0の地点から	304度00分30秒	1.29mの地点
②の地点	⑤1の地点から	62度15分32秒	0.30mの地点
③の地点	⑤2の地点から	15度09分22秒	4.05mの地点
④の地点	⑤3の地点から	15度10分03秒	4.70mの地点
⑤の地点	⑤4の地点から	53度11分41秒	1.94mの地点
⑥の地点	⑤5の地点から	29度47分49秒	9.40mの地点
⑦の地点	⑤6の地点から	39度02分55秒	2.83mの地点
⑧の地点	⑤7の地点から	11度24分55秒	2.45mの地点
⑨の地点	⑤8の地点から	322度01分40秒	1.54mの地点
⑩の地点	⑤9の地点から	33度01分38秒	2.78mの地点
⑪の地点	⑥0の地点から	128度55分26秒	1.42mの地点
⑫の地点	⑥1の地点から	117度20分44秒	2.92mの地点
⑬の地点	⑥2の地点から	110度12分38秒	0.98mの地点
⑭の地点	⑥3の地点から	118度57分53秒	17.60mの地点
⑮の地点	⑥4の地点から	118度58分20秒	0.40mの地点

(3) 面積  
(第3工区)

27,763.76平方メートル

4 埋立免許の告示の年月日及び番号等

平成10年1月12日

広島県告示第38号

(平成9年12月26日付け指令港第97号により免許)

5 法第22条第3項の市町名

江田島市

広島県告示第574号

公有水面埋立法(大正10年法律第57号。以下「法」という。)第22条の規定によつて、公有水面埋立ての竣功を次のとおり認可した。

平成18年5月24日

広島県知事 藤田雄山

1 竣功認可年月日

平成18年5月12日

2 竣功認可を受けた者の所在地及び名称並びにその代表者の氏名

広島市中区基町10番52号

広島県  
知事 藤田 雄山  
江田島市能美町中町4859番地9  
江田島市  
市長 曾根 薫

3 埋立区域

(1) 位置

江田島市大柿町柿浦字中郷1475番2, 1476番2, 1477番1, 1477番5, 1493番7に接する海岸保全施設から同字1529番11に接する海岸保全施設を経て同町字常道3147番5に接する防波堤に至る間の土地の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次結んだ線及び ㉞の地点を結んだ線により囲まれた区域。

の地点 江田島市大字大君字大久保284番地 国土地理院四等三角点「大久保」(北緯34度10分22秒1510, 東経132度28分33秒7971, 標高65.24m ) から340度14分45秒1,088.18mの地点

の地点	の地点から	115度42分46秒	23.76mの地点
の地点	の地点から	91度08分32秒	37.06mの地点
の地点	の地点から	181度24分13秒	78.70mの地点
の地点	の地点から	270度48分23秒	1.01mの地点
の地点	の地点から	181度23分47秒	92.56mの地点
の地点	の地点から	92度28分41秒	0.92mの地点
の地点	の地点から	181度24分25秒	5.01mの地点
の地点	の地点から	272度16分22秒	0.90mの地点
の地点	の地点から	181度19分18秒	26.54mの地点
の地点	の地点から	92度16分15秒	1.00mの地点
の地点	の地点から	182度00分48秒	2.05mの地点
の地点	の地点から	223度21分05秒	6.97mの地点
の地点	の地点から	313度36分47秒	1.01mの地点
の地点	の地点から	223度22分58秒	60.15mの地点
の地点	の地点から	134度06分05秒	1.00mの地点
の地点	の地点から	223度33分35秒	12.95mの地点
の地点	の地点から	309度53分06秒	4.88mの地点
の地点	の地点から	40度44分27秒	1.10mの地点
の地点	の地点から	310度02分03秒	2.99mの地点

㉞の地点	の地点から	225度18分25秒	0.93mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	309度08分50秒	2.21mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	295度14分46秒	14.17mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	354度03分03秒	19.95mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	353度59分42秒	19.56mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	354度04分04秒	24.35mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	88度21分57秒	2.67mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	353度10分12秒	1.57mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	354度37分03秒	8.07mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	19度25分38秒	1.94mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	267度45分15秒	1.89mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	358度17分14秒	5.06mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	270度25分17秒	1.15mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	358度53分49秒	2.41mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	359度37分00秒	11.36mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	359度29分20秒	16.37mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	359度34分44秒	20.79mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	359度30分56秒	10.66mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	359度27分59秒	2.93mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	88度37分02秒	0.52mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	0度16分42秒	10.23mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	269度40分48秒	0.64mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	358度31分41秒	6.96mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	1度16分30秒	4.26mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	87度07分29秒	1.02mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	358度58分27秒	3.53mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	274度16分24秒	0.97mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	0度35分39秒	23.66mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	2度54分39秒	3.34mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	10度28分08秒	1.65mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	21度54分05秒	2.98mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	25度50分33秒	18.51mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	24度54分17秒	18.77mの地点
㉞の地点	㉞の地点から	121度20分20秒	1.97mの地点

- ⑤⑥の地点から ⑤④の地点から 26度22分12秒 4.97mの地点
- ⑤⑥の地点 ⑤⑤の地点から 293度31分09秒 2.14mの地点
- ⑤⑦の地点 ⑤⑥の地点から 25度02分18秒 9.64mの地点
- ⑤⑧の地点 ⑤⑦の地点から 25度33分17秒 2.19mの地点
- ⑤⑨の地点 ⑤⑧の地点から 25度06分11秒 9.07mの地点
- (3) 面積  
19,566.24平方メートル
- 4 埋立免許の告示の年月日及び番号等  
平成7年11月2日  
広島県告示第1149号  
(平成7年10月23日付け指令港第124号により免許)
- 5 法第22条第3項の市町名  
江田島市

公 報

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定によつて公告する。

平成18年5月24日

広島県知事 藤 田 雄 山

県決第12号

- 1 調達件名  
広島県水防テレメータシステム（県庁統制局及び観測局）保守業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 名称  
広島県土木部土木整備局道路河川総務室
  - (2) 所在地  
広島市中区基町10番52号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成18年4月26日（水）
- 4 契約の相手方の氏名及び住所

- (1) 氏名  
日本無線株式会社中国支店
- (2) 住所  
広島市中区八丁堀14番4号
- 5 契約金額  
53,550,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
特例政令第10条第1項第2号該当

次のとおり一般競争入札に付すこととしたので、広島県契約規則（昭和39年広島県規則第32号）第16条の規定によつて公告する。

平成18年5月24日

県立広島大学長 赤 岡 功

県一般18第35号

1 調達内容

- (1) 借入件名及び数量  
県立広島大学庄原キャンパス情報機器 一式  
パーソナルコンピュータ 15台  
モノクロレーザープリンタ 3台
- (2) 借入件名の特質等  
入札説明書による。
- (3) 借入期間  
平成18年6月19日から平成23年6月18日まで  
(地方自治法 [昭和22年法律第67号] 第234条の3の規定に基づく長期継続契約)
- (4) 借入場所  
広島県庄原市七塚町562番地  
県立広島大学庄原キャンパス
- (5) 入札方法  
上記(1)の件名で月額で入札に付する。
- (6) 入札書の記載方法等  
落札決定に当たつては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（5パーセントを加算した結果1円未満の端数が生じた場合は、そ

の端数金額を切り捨てるものとする。)をもつて落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約しようとする希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 契約の事務の委任を受けた職員

県立広島大学長

3 入札参加資格

(1) 平成14年広島県告示第1228号(平成15年4月1日から平成19年12月31日までに県が発注する物品の売買、修理、借入れなどの一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請手続など。以下「資格告示」という。)によつて資格を認定されている者であること。

(2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当しない者であること。

(3) 広島県の「物品の競争入札等に係る指名除外要領」に基づく指名除外を本件調達のお知らせから入札日までの間のいずれの日においても受けていない者であること。

4 入札参加条件

(1) 上記3の資格を有する者であること。

(2) 会社としてリーヌ契約ができない場合には、同様に資格を有するリーヌ会社と連名で入札すること。

(3) 借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスを円滑に行うことができる者であること。

(4) 入札説明書で示した必要な書類を決められた期限までに提出した者であること。

5 入札手続等

(1) 入札説明書の交付場所、交付期間及び入手方法

ア 交付場所

広島県庄原市七塚町562番地

県立広島大学事務局庄原キャンパス又事務局総務課

イ 交付期間

平成18年5月24日(水)から平成18年6月1日(木)までの午前9時から午後5時までの間、随時交付する。

ウ 入手方法

上記アの場所で直接受け取る。

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

平成18年6月5日(月) 午前11時

イ 場所

広島県庄原市七塚町562番地

県立広島大学庄原キャンパス 4号館1階4101講義室

(3) 入札書の提出方法

持参による。電報及び郵送等による入札は認めない。

6 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金及び契約保証金

免除

(3) 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者の提出した入札、入札参加条件を満たさない者による入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者による入札その他広島県契約規則第21条各号に該当する入札は、無効とする。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 落札者の決定方法

広島県契約規則第19条の規定によつて定められた予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示したものを落札者と決定する最低価格落札方式とする。

(6) 契約における特約事項

平成19年度以降の当該契約に係る歳入歳出予算の減額又は削除があつた場合は、県は、この契約を解除することができるものとする。

(7) その他

詳細は入札説明書による。

7 問い合わせ先

広島県庄原市七塚町562番地

県立広島大学事務局庄原キャンパス又事務局総務課

電話0824 - 74 - 1000

欄 係 本 部 公 告

広島県警察本部公告第50号

次のとおり契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条の規定により公示する。

平成18年5月24日

広島県警察本部長 片岡 義篤

- 1 調達件名  
広島県警察総合通信指令システム保守点検業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
  - (1) 部局の名称  
広島県警察本部地域部通信指令課
  - (2) 所在地  
広島市中区基町9番42号
- 3 契約の相手方を決定した日  
平成18年4月1日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
  - (1) 氏名  
三菱電機株式会社中国支社
  - (2) 住所  
広島市中区中島町3番25号
- 5 契約金額  
55,650,000円（消費税及び地方消費税を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約を行った理由  
特例政令第10条第1項第2号該当